

構造計算適合性判定機関より追加説明を求められた場合の  
 弊社への追加説明書の提出についての注意事項とお願い

日本ERI株式会社  
 本社確認検査部構造審査課

適合性判定機関より判定できない通知を受け、当社より「適合しているか決定できない旨の通知」を行なった場合に、当社へご提出いただく追加説明書については、以下の点にご注意ください。

①確認申請追加説明書(書式は弊社ホームページよりダウンロード)

- ・確認申請追加説明書の提出は基本的に一部
- ・追加説明図書は、正本用(正)、副本用(副)、適合性判定機関提出用(適)を提出

追加説明一覧参照と明記

②追加説明図書において、構造計算を再検討(又は変更)する場合について

- ・安全証明書(忘れずにご提出ください)  
 朱印の本物は委託者に渡し  
 正・副・適にはコピーを添付

割印

備考に追加説明による構造計算であることを明記

- ・追加説明用 構造計算書  
 表紙は安全証明書と割印  
 正・副・適 分を提出

計算書以外の構造図等は必要に応じて提出

参考 追加説明書一覧  
 建築行政情報センター(ICBA)  
 HPの審査運用解説参照

追加説明書一覧

番号	添付された追加説明書の図書名	追加説明書の対象となる確認申請図書の図書名及びページ番号	追加の方法の説明
1	S-10「A通り軸組図」	S-10「A通り軸組図」	(軽微な補正の場合の例) 当初図面を無効として、補正を行った新図面を追加(補正部分を赤書きで明示)。
2	基礎ぐいの構造計算書	構造計算書 P12	(追加説明書の添付の場合の例) 当初に申請された構造計算書とは別に、構造計算の安全証明書の写しと追加説明書の表紙及び「基礎ぐいの追加説明書」を添付する。